

国際交流活動援助費の援助対象に関する定め改正について

■目的

- 平成 26 年度に、後援会援助金交付要領を改正し、海外ビジネス研修の試行に係る学生負担の軽減を目的とした「長崎県立大学後援会援助金交付要領に定める国際交流活動援助費の援助対象に関する定め」を時限的に制定した。
- 平成 27 年度において、フィリピンでの海外語学研修が試行される。これは、上記の海外ビジネス研修試行と同様、経済学部全学科から公募により参加者を募る試行的な研修であり、今年度 1 回のみ実施が予定されている。
- 海外ビジネス研修試行と同様に学生負担の軽減を図るため、この語学研修参加に係る渡航費についても補助の対象としたい。これが、本改正の目的である。

■改正案

改正後（案）	現行
<p>(国際交流活動の内容)</p> <p>第 1 この定めにより国際交流活動援助費の援助対象となる活動は、平成 26 年度以降、長崎県立大学が経済学部全学科を対象に募集する「海外ビジネス研修」及び「<u>海外語学研修</u>」とする。</p> <p>附則 この定めは、平成 27 年 7 月 18 日から施行する。</p>	<p>長崎県立大学後援会援助金交付要領（以下「交付要領」という。）「2. 援助の種類及び対象」の表「③国際交流活動援助費」の部「個人」の項の後段「このほか後援会として援助の対象とすることが適当と認められる国際交流活動及び助成額」については、次のように定める。</p> <p>(国際交流活動の内容)</p> <p>第 1 この定めにより国際交流活動援助費の援助対象となる活動は、平成 26 年度以降、長崎県立大学が経済学部全学科を対象に募集する「海外ビジネス研修」とする。</p> <p>(援助対象経費)</p> <p>第 2 援助対象となる経費は、上記第 1 に定める研修に参加するために要する学生の渡航費用とする。</p> <p>(助成金額)</p> <p>第 3 助成の金額は、実際に要した渡航費の 2 分の 1 の額とし、その上限額は、渡航先に応じ、交付要領別表 1 に定める助成限度額を適用する。</p> <p>附則 この定めは、平成 26 年 7 月 19 日から施行する。 2 この定めは、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>